

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月8日(金)  
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	4 戸田修司
5 岡林興通	6 近本静信	7 本宮勇	8 長野健二
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要	14 桑田誠	15 森京典	16 新居田守博
17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博
21 野間義郎	23 永井政則	24 近松安文	

欠席委員数2名

5 岡林興通 7 本宮勇

4. 議事に関与する職員

局長	織田浩史
次長	渡辺修三
次長	二宮一成
主査	江頭好治

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

#### 議案第1号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～25）

#### 議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～15）

#### 議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～3）

#### 議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～13）

#### 議案第5号

空き家に付属した農地の指定の解除について

#### 議案第6号

今治市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置及び運営要領の一部を改正する要領制定について

#### 報告第1号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～16）

#### 報告第2号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1～2）

#### 報告第3号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～7）

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～3）

報告第5号

職員の任用について

## 6. 議事録

議長 ただ今から令和4年度第1回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員23名中21名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に定められた過半数の出席がありますので、本会は、  
成立いたしております。  
今回は、議事録署名人に1番（矢野委員）、14番（桑田委員）両委員を私から指名させていただきます。

議長 最初に、議案書の最終ページである21ページ、報告第5号「職員の任用について」をご覧ください。  
市長から提示のあった4月1日付け農業委員会事務局異動者案について、提示案のとおり任用することといたしました。  
事務局長 越智 直紀、主事 谷内 義孝、主事 貴田 健聖の任用を解き、水産課から織田浩史を事務局長として、下水道業務課から渡辺修三を事務局長として、生活支援課から松原 圭を主事として任用するものです。  
以上、ご報告いたします。  
それでは、新たな事務局メンバーからご挨拶をいただく前に、越智直紀前事務局長が、皆様にご挨拶いたしたいとのことで出席しておりますので、ご挨拶をお願いします

異動者 （挨拶）

議長 越智前事務局長は、公務の都合がありますので、ここで退席いたします。  
続きまして、新たな事務局メンバーから挨拶をお願いします。

異動者 （挨拶）

議長 それでは、議事に入ります。  
議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。  
議案第1号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は山方町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は611㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は湊町にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計1,348㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は延喜にある農地5筆で、登記地目は畑、山林、面積は合計2,880㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 4] 申請地は高部にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 6,512 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 5] 申請地は長沢にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 660 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 6] 申請地は孫兵衛作にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 915 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 7] 申請地は旦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 287 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 8] 申請地は宮ヶ崎にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,656 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 9] 申請地は玉川町中村にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 72 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 10] 申請地は波方町大浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 599 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 11] 申請地は菊間町松尾にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 8,498 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 12] 申請地は菊間町浜にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,230 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 13] 申請地は吉海町仁江にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 468 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 14] 申請地は宮窪町宮窪にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 746 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

- [受付番号 15] 申請地は伯方町木浦にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6, 7 6 3 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 16] 申請地は伯方町木浦にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 9, 6 0 3 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 17] 申請地は伯方町叶浦にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 1 0 5 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 18] 申請地は上浦町井口にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 9 1 2 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 19] 申請地は大三島町野々江にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 0, 0 7 1 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 20] 申請地は大三島町野々江にある農地 1 0 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 0, 7 5 7 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 21] 申請地は大三島町野々江にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 1 8 2 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 22] 申請地は大三島町野々江にある農地 1 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 0, 8 8 3 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 23] 申請地は関前岡村にある農地 1 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 5, 0 5 8 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 24] 申請地は関前岡村にある農地 1 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 2, 6 2 0 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 25] 申請地は関前岡村にある農地 14 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 15,801.45 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 1 ページから 6 ページまでの合計は、25 件、138 筆、面積 131,237.45 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。  
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1、2] 受付番号 1 及び 2 は、関連議案でございますので、一括してご説明いたします。  
譲受人は〇〇才の農業者、申請地は合計 2 筆で、地目は 2 筆とも田、面積は合計 3,197 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田、面積は合計 1,554 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 20 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は 5 筆で、地目は田、面積は合計 4,402 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 694 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 129 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,415 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

- [受付番号 9] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は763㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,539㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 11、12] 受付番号11及び12は、関連議案でございますので、一括してご説明いたします。なお、受付番号12は、8ページに移ります。譲受人は〇〇才の農業者、申請地は合計7筆で、地目は7筆とも田、面積は合計7,190㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 13] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は434㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 14] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計2,444㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 15] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は6筆で、地目は田または畑、面積は合計1,756㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
- ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
- ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
 議員 (意見、質問なし)  
 議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
 議員 (異議なし)  
 議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第3号は農地法第4条の規定による許可申請、第4号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
議案書9ページをお開きください。

[議案第3号 申請人は農業者1名、申請地は桜井地区国分4丁目の1筆で、地目は田、面積は207㎡でございます。  
受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。事業計画につきましては、申請人は、農機具や農業用資材の収納スペースが不足しているため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して農業用倉庫を建築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 申請人は農業者1名、申請地は富田地区高市の1筆で、地目は田、面積は76㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。事業計画につきましては、申請人は、現在の農家住宅が手狭で不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して居宅を増築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日は令和4年3月11日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年5月31日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号3] 申請人は農業者1名、申請地は伯方地区叶浦の1筆で、地目は畑、面積は280㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。事業計画につきましては、申請人は、自宅にある農業用倉庫が老朽化し手狭で不便なため、自宅と耕作地に近い申請地を利用して農業用倉庫を建築しようとするものでございます。  
申請年月日は農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年5月30日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。  
続きまして、議案書10ページをお開きください。

[議案第4号 譲受人は公務員2名、譲渡人は農業者1名、申請地は日高地区高橋の1筆で、地目は田、面積は498㎡でございます。  
受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地で

あるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが手狭で不便なため、実家と耕作地に近い申請地を妻の父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号2] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社役員1名、申請地は乃万地区山路の1筆で、地目は畑、面積は232㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、勤務先に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年9月30日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号3] 譲受人は会社員2名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、面積は395㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭で不便になったため、実家やスーパー等が近くにある生活環境が良い申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号4] 譲受人は会社員兼農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は畑、面積は237㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが高年齢である祖父から農業を引き継ぐため、耕作地に近く営農に利便が良い申請地を祖父から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号5] 受付番号5の譲受人は、太陽光発電システムを設置する目的で、令和2年12月16日付愛媛県指令東産（地5）第669号で農地転用許可を受けたものの、許可取得後に申請地の登記簿面積と実測面積に大きな差異があることが判明し、事業用地に不要な面積が生じたことから、当初計画していた太陽光パネル配置による売電事業が困難になったため、この度、許可の取消しを申し出るものでございます。

[受付番号6] 譲受人は不動産業等を営む法人1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区国分5丁目の1筆で地目は畑、面積は2,163㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システム設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たし譲り受けられるのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日はともに令和4年3月15日で、許可日から令和4年10月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7] 譲受人は水道工事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区高市の1筆で、地目は田、面積は1,126㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、事業の規模拡大に伴い既存駐車場が手狭で不便になったため、事務所に近接し利便性に優れる申請地を譲り受け、業務用トラックや従業員用の露天駐車場として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年10月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区徳重の1筆で、地目は田、面積は424㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが子供の成長に伴い手狭で不便になったため、静かな住環境にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和4年3月9日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年10月20日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号9] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区徳重の1筆で、地目は田、面積は424㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在妻の実家で妻の両親と同居していますが手狭なため、静かな住環境にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和4年3月9日、農業委員会の受付日は令和4年3月15日で、許可日から令和4年10月20日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 10] 譲受人は会社役員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は玉川地区法界寺の 1 筆で、地目は田、面積は 538 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、自らが代表者を務める土木建築業を営む法人の型枠資材置場が不足しているため、交通の便が良く、型枠資材置場としての必要面積を満たす申請地を譲り受け、露天資材置場として整備し、法人に貸し付けようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 3 月 15 日で、許可日から令和 4 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 11, 12] 受付番号 11 及び 12 は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
受付番号 11、12 の譲受人は同一で不動産業等を営む法人、受付番号 11 の譲渡人は無職の者 3 名、会社員 1 名、申請地は吉海地区仁江及び福田の 6 筆で地目は田及び畑、面積は合計 2,889 m<sup>2</sup>でございます。また、受付番号 12 の譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区福田の 1 筆で地目は畑、面積は 28 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システム設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電及び進入路を整備するにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たし譲り受けられるのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している受付番号 11 の申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。また、受付番号 11 の申請地に隣接する受付番号 12 の申請地を併せて譲り受け、太陽光発電システム及び譲渡人の自宅敷地への進入路として整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日はともに令和 4 年 3 月 15 日で、許可日から令和 4 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、受付番号 12 は違反案件ではありますが、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 13] 譲受人は自営業者 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は伯方地区叶浦の 1 筆で、地目は畑、面積は 255 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が店舗兼ゲストハウスを建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、自ら栽培した柑橘を加工したジャムを道の駅等で販売していますが、この度、サイクリストを対象としたゲストハウスを経営するため、しまなみ海道沿線地域の風光明媚な場所にある申請地を譲り受け、ジャムを製造、販売する店舗兼用のゲストハウスを建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 3 月 15 日で、許可日から令和 4 年 10 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法第 4 条及び第 5 条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。  
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。  
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、  
① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか

- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
 議員 （意見、質問なし）  
 議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。  
 議員 （異議なし）  
 議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。  
 なお、議案第4号 受付番号1、8、9については、第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、  
 議案第5号 空き家に付属した農地の指定の解除について  
 事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書11ページをお開きください。  
 令和3年11月29日総会において移住者を対象にした空き家に付属した農地の特例指定について議決いただいた「宮窪町友浦1159番及び宮窪町友浦1160番」について農地の権利移転登記の完了が確認されましたので「今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準 第6条第1号の規程により、その特例の指定を解除しようとするものであります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
 議員 （質問、意見なし）  
 議長 原案どおり、指定を解除することに、ご異議ございませんでしょうか。  
 議員 （異議なし）  
 議長 それでは、原案どおり指定を解除することといたします。

議長 続きまして、  
 議案第6号 今治市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置及び運営要領の一部を改正する要領制定について  
 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書12ページをお開きください。

農業委員会に設置される農地利用最適化推進委員候補者選考委員会のオブザーバーについて、今年度からの今治市の組織改正に伴い「農政担当部長」を「農政担当局長」に変更するものであります。詳細につきましては、先月の小委員会において説明したとおりであります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
（質問、意見なし）  
議長 原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。  
議員 （異議なし）  
議長 それでは、原案どおり決定することにいたします。

議長 続きまして、  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案書14ページから17ページの報告第1号農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は16件の届出がありました。  
議案書18ページの報告第2号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は239.12㎡でありました。  
議案書19ページの報告第3号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は7件の届出があり、合計面積は6,327㎡でありました。  
なお、報告第1号から第3号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。  
報告第2号及び第3号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。  
続きまして、議案書20ページの報告第4号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第4号

受付番号1] 令和4年3月9日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号2] 令和4年3月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号3] 令和4年1月11日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
（意見なし）  
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。  
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

2 渡邊委員 議決後ではありますが、質問よろしいでしょうか。議案第 1 号受付番号 3 について現況の山林は理解でき、非農地判断について異議はありませんが、登記地目が山林とはどういったことでしょうか。

事務局 過去に、登記地目が山林だった場所を開墾等行い農地として活用していたが、土地所有者が法務局への登記地目の変更手続きを行っていなかったためと推測されます。世代が変わり、再び山林化したため今回の申請に至ったようでございます。

議長 ほかに何かありませんか。

7 長野委員 昨今、新聞報道されている波方地区での土砂埋立場について、農地は含まれていますか。

事務局 波方町西浦地区での土砂埋立場の計画予定地の中に農地 6 筆含まれていることから申請者から 5 条許可申請書が提出され、今年の 2 月 10 日の総会で、転用はやむを得ないと議決し、県に進達しています。今回の土砂埋立場の計画については、県の土砂条例等、他法令の許可を取得する必要がありますので、農地転用許可を含め許可権者である県が現在審査中です。

議長 ほかに何かありませんか。ないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。